

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2024 年9月 11 日～2024 年 10 月 10 日

○ 意見提出数:7件

※意見提出数は、意見提出者数としています。
※いただいた御意見につきましては、原文のまま記載しております。

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社	2	個人(6件)

提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
本省令案により、本人確認書類から「被保険者証等」が削除されるとともに、本人確認書類に「資格確認書」が追加されることとなりますが、国民への過度な負担は生じず、また利便性が損なわれない対応策が講じられる予定であることから、特段問題ないものと考えます。 【楽天モバイル株式会社】	御意見につきましては、参考として承ります。	無
別紙 1 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）の概要 の修正について。 修正前 2. 改正内容 （1）改正法の一部の施行等に伴う改正 2 改正法の一部の施行等により、被保険者証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格の確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となることを踏まえ、本人確認書類に係る規定から被保険者証等を削除するとともに、改正法の一部の施行等の際現に交付されている被保険者証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設ける。	本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の一部の施行等により、被保険者証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格の確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となることを踏まえ、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）（以下「規則」という。）について、本人確認書類に係る規定から被保険者証等を削除するとともに、改正法の一部の施行等の際現に交付されている被保険者証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けるものです。	無

” 本人確認書類に係る規定から被保険者証等を削除するとともに、” の文言削除。 修正後 （１）改正法の一部の施行等に伴う改正 ２改正法の一部の施行等により、被保険者証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格の確認は個人番号カードによる電子資格確認が 原則となるが、改正法の一部の施行等の際現に交付されている被保険者証等 について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の 経過措置を設ける。 <理由> ・被保険者証等（紙の保険証）廃止、個人番号カード実質強制 及び、個人番号カードの紐付け拡大、マイナンバー情報の杜撰な管理他について、 多くの日本国民疑義を持つ中で、被保険者証等を、 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等から、除外することは、		
---	--	--

国民が不利益を被るから。 ・そもそも「改正法」は、任意であるところの個人番号カード（マイナカード）を、 実質強制することになり、個人番号カードを持っている人、と持っていない人で、 医療サービスに於いて、不平等が生じ、また、紐付け拡大、杜撰な管理で、 プライバシーが侵害される可能性もあり、憲法違反でもあるから。 憲法 13 条（幸福追求権）、憲法 14 条（法の下での平等）、憲法 35 条（生存権）。 ・また、現在、自民党総裁選で、健康保険証の廃止時期見直しが争点とも なっており、 12 月 2 日の紙の健康保険証廃止が覆る可能性があるから。 【個人】		
概要資料の 2-(1)-3 にある「医療保険者等が、電子資格確認を受けることができない状況にある者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面」とは、いわゆる「資格確認書」のことと理解しています。 顔写真の無い資格確認書を本人確認書類として認めることは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「国民を詐欺から守るための総合対策」が掲げる「顔写真のない本人確認書類等は廃止する」との方針に反するのではないのでしょうか。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する」方	無

また既に携帯電話事業者は、自主的に健康保険証を本人確認書類として認めない運用をしています。そんな中、改正省令案でも引き続き資格確認書を本人確認書類として認めるのは、世間の認識に逆行しているのではないのでしょうか。民間の自主運用に委ねず、国が率先して、本人確認書類から資格確認書を除外すべきと考えます。 【個人】	針が示されたところです。 本案は、改正法の一部施行等により、規則について、本人確認書類に係る規定から被保険者証等を削除するものですが、今後、本方針を踏まえながら、今回お寄せいただいたご意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方について、検討を進めて参ります。	
偽造身分証を用いた携帯電話の不正な契約、携帯電話の名義貸しによる被害が深刻化している中、写真で一度だけ本人確認をしようという発想が間違っている。携帯電話の契約などは、1 ヶ月に何度か行うようなものでもないし、対面での、マイナンバーカード、免許証、在留カードなどの IC チップ読み取りを義務付け、読み取れない場合は契約不可という運用として欲しい。また、契約後に他人に売却や貸し出しを行うケースもある。数ヶ月に1度の頻度で、本人確認を義務付けて欲しい。 【個人】 報道でも拝見しましたが、原則マイナンバーカードによる発行でないと契約できないようにすべきと思います。またその際、マイナポータルへのログインのような本人がスマホや店舗端末でログインして本当に本人なのか特定するようにしなければマイナンバーカードの不正作成も報道に一部なりましたし、不正契約が終わらないと思います。 「正直マイナンバーカードは事実上ではなく法律上義務化すべきだと思います。」	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。」「加えて、公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。」という方針が示されたところです。 今後、本方針を踏まえながら、今回お寄せいただいたご意見も参考にしつつ、技術動向や不正利	無

【個人】 一方で、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第3条第1項第1号ハ及びヘに規定されている本人確認方法について現在廃止が検討されていますが、携帯電話業界において本人確認の方法として広く利用されている現状に鑑みると、これらが廃止されることで多くの国民において利便性が損なわれることが想定されます。 偽変造された本人確認書類が悪用されている実態から廃止が検討されている方向性については理解するものの、その廃止の実施時期については慎重な検討が必要と考えます。他の本人確認方法の普及を十分確認できるようになるまで廃止を待つて頂くことを要望いたします。 また、これらに替わる方法の一つとして、「不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書（案）」（第3回 ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会（本年10月8日開催）資料3-2）に記載された「過去の本人確認結果に依拠する方法」を検討頂きたく存じます。 本人確認のあり方については、引き続き、不適正利用の防止と国民の利便性への影響の両観点を踏まえた検討が進められるべきものと考えます。 【楽天モバイル株式会社】 マイナンバーに関する他の法令改正と同様、精神障害者保健福祉手帳も写	用の状況等を鑑みながら、本人確認方法の在り方について、適時適切に見直しを図ってまいります。	
--	--	--

真の貼付がない書類として扱うべきである。 【個人】 人件費を投資では無く経費と考え 労働力と称して外国人を受け容れていることは 奴隷売買と変わらぬ愚劣な行いだと考えますが そうして受け容れている多量の「外国人労働者」はまた 日本で「金儲け」の為に来ていると考えて良く 彼らは日本人と違い 罰を受けない限り罪では無いという原理原則がありますから なりすましや虚偽の身分証の提示なども増えてくると考えられます 人はその気がなくても機会が巡ってきたときに 魔が差すことがあります その機会を与えることになりかねない そういう悪質な行為に対するにはあまりに楽観的すぎる改正かと思われま す 【個人】		
---	--	--